

12月1日～10日

冬の交通事故防止県民運動

宮古管内で検挙者が多発

飲酒運転は今すぐやめよう

ています。

事故の影響は家族にも

国内でも飲酒運転による事故のニュースが後を絶ちません。事故を起こせば本人とその相手だけでなく、それぞれの家族の人生までもが大きく変わることになってしまいます。事故を起こしてしまってからでは、いくら後悔しても取り返しはつきません。

「これくらいなら大丈夫」という軽い気持ちで、重大な交通事故を引き起こす原因になります。自分のため、家族のためにも、飲酒運転は今すぐやめましょう。

らも、非常に多いことが分かります。このうち、5人が人身事故や物損事故を起こして逮捕されることになりました。

年末は忘年会などでお酒を飲む機会が増える時期。お酒を飲むと気が大きくなり、危険な行為を危険と感じなくなるだけでなく、判断力や注意力も低下し、重大な事故を起こしかねません。また、アルコールの影響は思いのほか長く持続します。たとえ酔いの自覚がないからといってハンドルを握ることがないように「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を徹底することが大切です。

昨年法律改正で罰則が強化

昨年6月からは道路交通法が改正され▽酒酔い運転は5年以下の懲役または100万円以下の罰金▽酒気帯び運転は3年以下の懲役または50万円以下の罰金▽飲酒検知拒否は3カ月以下の懲役または50万円以下の罰金——と、大幅に罰則が強化され

12月1日から10日まで、「広げよう どうぞの気持ちと 車間距離」をスローガンに、冬の交通事故防止県民運動が展開されます。重点項目は▽高齢者の交通事故防止▽飲酒運転の根絶▽スピードダウンの徹底——の3点です。一人一人がルールを守り、正しい交通マナーで事故を防ぎましょう。

10月末現在、本年度町内で発生した人身事故は25件。亡くなった方こそありませんが、けがをした方は34人、物損事故は107件発生しています。

これから本格的な冬を迎え、積雪や路面の凍結などで路面の状況は悪くなります。気持ちを引き締め、いつも以上に安全運転を心掛けましょう。

飲酒運転検挙10月に6件

宮古警察署管内では、10月に入ってから飲酒運転による検挙が6件ありました。9月までは月2、3件の発生だったことか

